



長野県報

7月13日(月)
令和2年
(2020年)
第122号

目 次

条 例

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（人事課）	3
長野県県税条例等の一部を改正する条例（税務課）	3
知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（食品・生活衛生課）	5
食品衛生法施行条例の一部を改正する等の条例（食品・生活衛生課）	6
長野県家畜保健衛生所手数料徴収条例及び長野県手数料徴収条例の一部を改正する条例（園芸畜産課家畜防疫対策室）	12
義務教育諸学校等の教育職員の給与等の特例に関する条例の一部を改正する条例（義務教育課、高校教育課、特別支援教育課）	12
長野県警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（警務課）	12

規 则

特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則（人事課）	13
長野県立学校教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則（高校教育課、特別支援教育課）	13

告 示

令和2年3月31日専決処分した令和元年度補正予算の要領（財政課）	14
令和2年5月29日専決処分した令和2年度補正予算の要領（財政課）	14
令和2年6月18日成立した令和2年度補正予算の要領（財政課）	15
令和2年7月3日成立した令和2年度補正予算の要領（財政課）	15
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の名称及び所在地変更の届出（保健・疾病対策課）	16
令和3年度長野県立高等学校入学者選抜要綱（高校教育課）	16

公 告

長野県信濃学園の指定管理者の候補者の募集（障がい者支援課）	16
県営土地改良事業の工事の完了（4件）（農地整備課）	17
開発行為に関する工事の完了（都市・まちづくり課）	17

本号で公布された条例のあらまし

◇ 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（条例第26号）

- 1 新型コロナウイルス感染症対策に従事した職員に対し、国家公務員に準じて手当（1日につき4,000円を超えない範囲内）を支給することができるよう、特殊勤務手当の特例を定めました。
- 2 この条例は、公布の日から施行し、令和2年2月1日から適用します。

◇ 長野県県税条例等の一部を改正する条例（条例第27号）

- 1 地方税法等の一部改正に伴い、次のとおり改正したほか、所要の改正を行いました。
 - (1) 新型コロナウイルス感染症等に係る対応
 - ア 自動車税環境性能割の臨時の軽減の延長
自家用自動車を取得した際の自動車税環境性能割の税率を1%分軽減する特例措置を6月延長し、適用期限を令和3年3月31日としました。
 - イ 個人県民税の税額控除の拡大等
特定のイベントを中止等した事業者に対する入場料金等の払戻請求権を放棄した場合に当該放棄額を寄附金控除の対象とするとともに、所得税の改正に合わせた住宅借入金等特別税額控除の控除期間の延長等を行いました。
 - (2) 個人県民税
寡婦（寡夫）控除を改正し、生計を一にする子を有する単身者について、婚姻歴の有無や性別にかかわらず、同一の「ひとり親控除」を適用することとしました。
 - (3) 県たばこ税
課税標準について、軽量な葉巻たばこ（1本当たりの重量が1グラム未満）1本を紙巻きたばこ1本に換算する方法としました。

2 この条例は、公布の日（一部の規定は、令和2年10月1日、令和3年1月1日、同年10月1日、令和4年4月1日、地方税法等の一部を改正する法律附則第1条第10号に掲げる規定の施行の日）から施行します。

◇ 知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（条例第28号）

- 1 動物の愛護及び管理に関する法律施行規則の一部改正に伴い、同省令を引用している規定について所要の改正を行いました。
- 2 この条例は、公布の日から施行します。

◇ 食品衛生法施行条例の一部を改正する等の条例（条例第29号）

- 1 食品衛生法等の一部改正により、国際的な管理方式による食品等事業者の衛生措置の基準並びに実態に応じた営業許可業種及び営業施設の基準が規定されたことに伴い、食品衛生法施行条例の衛生措置の基準及び営業施設の基準に係る規定を改めるとともに、新たに法の対象となった営業許可業種の営業施設の基準を定めている食品衛生に関する条例を廃止することとしました。
- 2 この条例は、令和3年6月1日から施行します。

◇ 長野県家畜保健衛生所手数料徴収条例及び長野県手数料徴収条例の一部を改正する条例（条例第30号）

- 1 家畜伝染病予防法の一部改正により、一部の家畜の伝染性疾病の名称が変更されることに伴い、所要の改正を行いました。
- 2 この条例は、公布の日から施行します。

◇ 義務教育諸学校等の教育職員の給与等の特例に関する条例の一部を改正する条例（条例第31号）

- 1 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部改正により、文部科学大臣が教育職員の業務量の適切な管理等に関する指針を定めることとされたことを踏まえ、同指針に基づき服務監督教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るための措置を講ずることとしたほか、所要の改正を行いました。
- 2 この条例は、公布の日から施行します。

◇ 長野県警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（条例第32号）

- 1 新型コロナウイルス感染症対策に従事した警察職員に対し、国家公務員に準じて手当（1日につき4,000円を超えない範囲内）を支給することができるよう、特殊勤務手当の特例を定めました。
- 2 この条例は、公布の日から施行し、令和2年2月1日から適用します。

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

令和2年7月13日

長野県知事 阿部 守一

長野県条例第26号

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

一般職の職員の給与に関する条例（昭和27年長野県条例第6号）の一部を次のように改正する。

附則に次の見出し及び2項を加える。

（新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための特殊勤務手当の特例）

23 別表第6に掲げる感染症防疫等作業手当として、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症の患者若しくはその疑いのある者がいる区域（知事が人事委員会と協議して定めるものに限る。）において行われる作業のうち、これらの者の身体に接触して行うもの又はこれに準ずるものとして知事が人事委員会と協議して定めるものに従事した職員に対し、作業1日につき、4,000円を超えない範囲内において、作業の実態その他の事情を考慮して、知事が人事委員会と協議して定める額を支給する。

24 前項の規定による感染症防疫等作業手当の支給については、第24条の規定は適用しない。

附 則

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後的一般職の職員の給与に関する条例（次項において「改正後の条例」という。）の規定は、令和2年2月1日から適用する。

（給与の内払）

2 この条例による改正前の一般職の職員の給与に関する条例の規定に基づいて、令和2年2月1日以後の分として職員に支払われた感染症防疫等作業手当（知事が人事委員会と協議して定める作業に係るものに限る。）は、改正後の条例の規定による感染症防疫等作業手当の内払とみなす。

人 事 課

長野県県税条例等の一部を改正する条例をここに公布します。

令和2年7月13日

長野県知事 阿部 守一

長野県条例第27号

長野県県税条例等の一部を改正する条例

（長野県県税条例の一部改正）

第1条 長野県県税条例（昭和25年長野県条例第41号）の一部を次のように改正する。

第18条第4項中「及びマンション敷地売却組合」を「、マンション敷地売却組合及び敷地分割組合」に改める。

第18条の2第4項中「第4条の7」を「第4条の3」に改め、同条第5項の表の第28条第3項から第5項までの項中「から第5項まで」を「及び第4項」に改める。

第18条の3第1項第2号中「寡夫」を「ひとり親」に改める。

第20条中「寡婦（寡夫）控除額」を「寡婦控除額、ひとり親控除額」に改める。

第21条の4第1号のアの表の(ウ)中「寡夫」を「ひとり親で施行令第7条の16の2第1項に規定するもの」に改め、「((イ)に掲げる者を除く。)」を削り、同表の(イ)中「法第23条第1項第11号に規定する寡婦のうち同号のイに該当する者で、扶養親族である子を有し、かつ、前年の合計所得金額が500万円以下」を「ひとり親で施行令第7条の16の2第2項に規定するもの」に改める。

第28条第2項中「、同項第2号の連結事業年度開始の日から6月の期間若しくは同項第3号の連結法人税額の課税標準の算定期間又は同項第4号」を「若しくは同項第2号の期間又は同項第3号」に改め、同条第5項を削る。

第29条第1項中「第4項、第19項」を「第31項」に、「第21項から第23項」を「第33項から第35項」に、「第3項」を「第2項後段」に改め、同条第2項中「控除限度額若しくは」を「控除限度額又は」に改め、「又は同法第81条の15第1項の連結控除限度額個別帰属額」及び「若しくは同法第12条第3項の控除の限度額で施行令第9条の7第5項に規定するもの」を削り、「第53条第26項」を「第53条第38項」に改め、同条第3項中「又は同法第81条の22第1項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人若しくは当該法人との間に連結完全支配関係（同法第2条第12号の7の7に規定する連結完全支配関係をいう。）がある連結子法人（同法第2条第12号の7に規定する連結子法人をいう。）（連結申告法人（同法第2条第16号に規定する連結申告法人をいう。）に限る。）」、「又は各連結事業年度」、「又は連結事業年度」、「又は当該各連結事業年度」及び「又は連結法人税額に係る個別帰属法人税額」を削り、「第53条第33項」を「第53条第44項」に、「同条第34項又は第37項」を「同条第45項又は第48項」に、「同条第27項、第32項、第34項及び第37項」を「同条第39項、第43項、第45項及び第48項」に改め、同条第4項中「又は当該更正に係る連結法人税額に係る個別帰属法人税額」を削り、「第53条第28項から第32項まで及び第38項」を「第53条第40項から第43項まで及び第49項」に改め、同条第6項中「第53条第47項」を「第53条第56項」に改め、同条第7項中「第75条の4第2項（同法第81条の24の3第2項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定により同法第75条の4第2項」を「第75条の5第2項の規定により同項」に改め、「若しくは同法第81条の24の3第1項」を削り、「同法第75条の4第3項（同法第81条の24の3第2項において準用する場合を含む。）」を「同条第3項」に、「第75条の4第1項」を「第75条の5第1項」に改め、「又は同法第81条の24の3第1項の規定により指定する期間（同条第2項において準用する同法第75条の4第5項の規定により当該期間として当該指定があつたものとみなされた期間を含む。）」を削り、同条第8項中「第53条第61項」を「第53条第70項」に、「同条第60項」を「同条第69項」に改める。

第34条の2第3項中「第4条の7」を「第4条の3」に改め、同条第4項中「第4条の8及び第152条第1項」を「第4条の4及び第152条第3項」に改める。

第38条第3項中「又は当該更正に係る法人税の連結所得に係る

「個別所得金額」を削り、同条第5項中「第75条の4第2項（同法第81条の24の3第2項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定により同法第75条の4第2項」を「第75条の5第2項の規定により同項」に、「同法第75条の4第1項若しくは第81条の24の3第1項」を「同条第1項」に、「同法第75条の4第3項（同法第81条の24の3第2項において準用する場合を含む。）」を「同条第3項」に、「第75条の4第1項の」を「第75条の5第1項の」に改め、「又は同法第81条の24の3第1項の規定により指定する期間（同条第2項において準用する同法第75条の4第5項の規定により当該期間として当該指定があつたものとみなされた期間を含む。）」を削る。

第41条の3第1項中「第3項第3号のア」を「第4項第3号のア」に改め、同条第2項中「この場合において、製造たばこ代用品の区分については、当該製造たばこ代用品の性状によるものとする。」を「ただし、1本当たりの重量が0.7グラム未満の葉巻たばこの本数の算定については、当該葉巻たばこの1本をもつて紙巻たばこの0.7本に換算するものとする。」に改め、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 前項の場合において、製造たばこ代用品の区分については、当該製造たばこ代用品の性状によるものとする。

第145条の2第1項中「令和2年3月31日」を「令和4年3月31日」に改める。

附則第4条の4の3の次に次の1条を加える。

（新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例）

第4条の4の4 県民税の所得割の納稅義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和2年法律第25号）。附則第4条の10において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。第6条第4項の規定の適用を受けた場合における附則第4条の4の2第1項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは、「令和16年度」とする。

附則第4条の9の次に次の1条を加える。

（新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例）

第4条の10 県民税の所得割の納稅義務者が、新型コロナウイルス感染症特例法第5条第4項に規定する指定行事の同条第1項に規定する中止等により生じた同項に規定する入場料金等払戻請求権（次項において「入場料金等払戻請求権」という。）の全部又は一部の放棄（次項において「払戻請求権放棄」という。）を同条第1項に規定する指定期間（次項において「指定期間」という。）内にした場合には、当該納稅義務者がその放棄をした日の属する年中に放棄払戻請求権相当額の第21条の5第1項第3号に掲げる寄附金を支出したものとみなして、同項の規定を適用する。

2 前項に規定する放棄払戻請求権相当額とは、同項の納稅義務者がその年の指定期間ににおいて払戻請求権放棄をした部分の入場料金等払戻請求権の価額に相当する金額（第21条の5第1項各号に掲げる寄附金の額及びその放棄をした者に特別の利益が及ぶと認められるものの金額を除く。）の合計額（当該合計額が20万円を超える場合には、20万円）をいう。

附則第9条第1項中「第35条の2第1項」の次に「、第35条の3第1項」を加える。

附則第10条第3項中「第35条の2」を「第35条の3」に改める。

附則第11条の2第1項の表の附則第10条第3項の項及び同条第3項の表の附則第10条第3項の項中「第35条の2まで」を「第35条の3まで」に改め、「、第35条の2」の次に「、第35条の3」を加える。

附則第12条の2第1項中「又は各連結事業年度分」及び「又は個別帰属法人税額」を削り、同条第2項中「の規定によって申告納付するものにあつては同項」及び「、同条第4項の規定によつて申告納付するものにあつては同項に規定する連結法人税額の課税標準の算定期間の末日現在」を削り、同条第3項中「又は個別帰属法人税額」を削り、同条第4項中「又は連結事業年度」及び「又は当該連結事業年度」を削る。

附則第13条第1項中「第22項又は第23項」を「第34項又は第35項」に、「第53条第24項から第27項まで及び第28項（同条第30項）」を「第53条第36項から第39項まで及び第40項（同条第41項）」に、「同条第31項」を「同条第42項」に改め、同条第2項中「同条第22項若しくは第23項」を「同条第34項若しくは第35項」に改め、同条第3項から第5項までを削る。

附則第13条の2の3第1項中「又は同法第121条第1項の承認を受けていない法人で第29条第3項に規定する連結申告法人に該当するもの」を削る。

附則第16条の3の次に次の1条を加える。

（新型コロナウイルス感染症等に係る耐震基準不適合既存住宅の取得に対する不動産取得税の減額等の特例）

第16条の4 第40条の9第3項に規定する耐震基準不適合既存住宅を取得し、当該耐震基準不適合既存住宅の第40条の12の2第1項に規定する耐震改修に係る契約を施行令附則第38条に定める日までに締結している個人が、新型コロナウイルス感染症（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。）及びそのまん延防止のための措置の影響により当該耐震改修をして当該耐震基準不適合既存住宅をその取得の日から6月以内にその者の居住の用に供することができなかつたことにつき施行規則附則第28条の規定により証明がされた場合において、当該耐震改修をして当該耐震基準不適合既存住宅を令和4年3月31までにその者の居住の用に供したとき（当該耐震基準不適合既存住宅を当該耐震改修の日から6月以内にその者の居住の用に供した場合に限る。）は、同項の規定の適用については、同項中「当該耐震基準不適合既存住宅を取得した日から6月以内に、当該」とあるのは「当該」と、「行い」とあるのは「行い、当該住宅の当該耐震改修の日から6月以内に」とする。

2 前項の規定の適用がある場合における第40条の10第1項の規定の適用については、同項中「1年6月以内、同項第2号」とあるのは「当該土地の上にある耐震基準不適合既存住宅の耐震改修（第40条の12の2第1項に規定する耐震改修をいう。以下この項において同じ。）の日後6月以内の日まで、第40条の10第3項第2号のエ」と、「から6月以内」とあるのは「から当該土地の上にある耐震基準不適合既存住宅の耐震改修の日後6月以内の日まで」とする。

附則第17条の5の5第2項中「令和2年9月30日」を「令和3年3月31日」に改める。

第2条 長野県県税条例の一部を次のように改正する。

第41条の3第2項ただし書中「0.7グラム」を「1グラム」に、

<p>「0.7本」を「1本」に改める。</p> <p>(長野県県税条例等の一部を改正する条例の一部改正)</p> <p>第3条 長野県県税条例等の一部を改正する条例（令和元年長野県条例第3号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第2条のうち長野県県税条例第18条の3第1項の改正規定中「、同項第2号中「又は寡夫」を「、寡夫又は単身児童扶養者」に改め」を削る。</p> <p>附則第1項第3号中「及び附則第3項の規定」を削る。</p> <p>附則第3項を次のように改める。</p> <p>3 削除</p> <p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>(1) 第1条中長野県県税条例第41条の3の改正規定並びに附則第5項及び第8項の規定 令和2年10月1日</p> <p>(2) 第1条中長野県県税条例第18条の3第1項第2号、第20条及び第21条の4第1号のアの表の改正規定並びに同条例附則第4条の4の3の次に1条を加える改正規定、同条例附則第4条の9の次に1条を加える改正規定並びに同条例附則第9条第1項、第10条第3項並びに第11条の2第1項の表及び同条例第3項の表の改正規定並びに第3条、次項及び附則第7項の規定 令和3年1月1日</p> <p>(3) 第2条及び附則第6項の規定 令和3年10月1日</p> <p>(4) 第1条中長野県県税条例第18条の2第4項及び第5項の表並びに第28条第2項の改正規定、同条例第5項を削る改正規定並びに第29条第1項から第4項まで及び第6項から第8項まで、第34条の2第3項及び第4項並びに第38条第3項及び第5項の改正規定並びに同条例附則第12条の2第1項から第4項まで、第13条及び第13条の2の3第1項の改正規定並びに附則第3項及び第4項の規定 令和4年4月1日</p> <p>(5) 第1条中長野県県税条例第18条第4項の改正規定 地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）附則第1条第10号に掲げる規定の施行の日 (県民税に関する規定の適用)</p> <p>2 前項第2号に掲げる規定による改正後の長野県県税条例第18条の3第1項（第2号に係る部分に限る。）、第20条及び第21条の4（第1号に係る部分に限る。）の規定は、令和3年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、令和2年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。</p> <p>3 附則第1項第4号に掲げる規定による改正後の長野県県税条例（次項において「新条例」という。）の規定中法人の県民税に関する部分は、同号に掲げる規定の施行の日（以下この項及び次項において「施行日」という。）以後に開始する事業年度分の法人の県民税について適用し、施行日前に開始した事業年度分の法人の県民税及び施行日前に開始した連結事業年度分の法人の県民税については、なお従前の例による。 (事業税に関する規定の適用)</p> <p>4 新条例の規定中法人の事業税に関する部分は、施行日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。 (県たばこ税に関する規定の適用)</p>	<p>5 附則第1項第1号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった葉巻たばこに係る県たばこ税については、なお従前の例による。</p> <p>6 附則第1項第3号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった葉巻たばこに係る県たばこ税については、なお従前の例による。</p> <p>(新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例に関する経過措置)</p> <p>7 県民税の所得割の納税義務者が、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和2年法律第25号）第5条第4項に規定する指定行事の同条第1項に規定する中止等により生じた同項に規定する入場料金等払戻請求権（以下この項において「入場料金等払戻請求権」という。）の行使を令和2年2月1日から地方税法施行令の一部を改正する政令（令和2年政令第161号）附則第2条第1項に定めるまでの間にした場合において、当該入場料金等払戻請求権の行使による払戻しをした者に対して同条第2項に定める期間内に当該払戻しを受けた金額以下の金額の寄附金の支出をしたときは、当該寄附金の支出を新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律第5条第1項に規定する入場料金等払戻請求権の全部又は一部の放棄と、当該支出をした寄附金の額を当該放棄をした部分の入場料金等払戻請求権の価額とみなして、附則第1項第2号に掲げる規定による改正後の長野県県税条例附則第4条の10の規定を適用することができる。 (長野県県税条例等の一部を改正する条例の一部改正)</p> <p>8 長野県県税条例等の一部を改正する条例（平成30年長野県条例第35号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第4条のうち長野県県税条例第41条の3第3項の改正規定中「第41条の3第3項」を「第41条の3第4項」に改める。</p> <p>第5条のうち、長野県県税条例第41条の2の2の改正規定中「次条第3項第1号」を「次条第4項第1号」に改め、同条例第41条の3第1項の改正規定中「第3項第3号のア」を「第4項第3号のア」に、「第3項第2号のア」を「第4項第2号のア」に改め、同条例第3項の改正規定中「同条第3項」を「同条第4項」に改める。</p>
---	---

税務課

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

令和2年7月13日

長野県知事 阿部守一

長野県条例第28号

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成11年長野県条例第46号）の一部を次のように改正する。

別表の13の項中「第13条第10号」を「第13条第11号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

食品・生活衛生課

食品衛生法施行条例の一部を改正する等の条例をここに公布します。

令和2年7月13日

長野県知事 阿部 守一

長野県条例第29号

食品衛生法施行条例の一部を改正する等の条例

(食品衛生法施行条例の一部改正)

第1条 食品衛生法施行条例（平成11年長野県条例第51号）の一部を次のように改正する。

第1条中「次条及び別表第1において」を「以下」に改める。

第3条及び第4条を次のように改める。

(公衆衛生上必要な措置)

第3条 法第51条第3項の規定により条例で定める公衆衛生上必要な措置は、食品衛生法施行規則（昭和23年厚生省令第23号）第67条第5号に規定する飲用に適する水を使用する場合において、水質について知事が別に定める試験を行うこととする。

(営業の施設についての基準)

第4条 法第54条の規定により条例で定める営業の施設についての基準は、政令第35条各号に掲げる営業（同条第2号及び第6号に掲げる営業を除く。）に共通する事項については別表第1、同条各号に掲げる営業ごとの事項については別表第2（法第13条第1項の規定により定められた基準又は規格（別表第1及び別表第2において「基準又は規格」という。）に適合する生食用食肉又はふぐを取り扱う場合にあっては、別表第2及び別表第3）のとおりとする。

2 知事は、営業の形態その他特別な事情により前項に定める基準によることが困難であると認める営業にあっては、同項の規定にかかわらず、当該営業に係る施設の基準を別に定めることができる。

附則第2項を削り、附則第1項の見出し及び項目番号を削る。

別表を次のように改める。

(別表第1) (第4条関係)

1 施設は、屋外からの汚染を防止し、衛生的な作業を継続的に実施するために必要な構造又は設備を有し、及び機械器具を配置するための十分な広さを有し、かつ、食品又は添加物を取り扱う量に応じた十分な広さを有すること。

2 食品又は添加物、容器包装、機械器具その他食品又は添加物に接触するおそれのあるもの（以下「食品等」という。）への汚染を考慮し、公衆衛生上の危害の発生を防止するため、作業区分に応じ、間仕切り等により必要な区画がされ、工程を踏まえて施設及び設備が適切に配置され、又は空気の流れを管理するための設備を有していること。ただし、作業における食品等又は従事者の経路の設定、同一区画を異なる作業で交替に使用する場合の適切な洗浄及び消毒の実施等により、必要な衛生管理措置が講じられている場合は、この限りでない。なお、住居その他食品等を取り扱うことを目的としない室又は場所が同一の建物にある場合にあっては、それらと区画されていること。

3 施設の構造及び設備については、次に掲げる基準を満たすこと。

(1) じん埃、廃水及び廃棄物による汚染を防止できる構造又は設備並びにねずみ及び昆虫の侵入を防止できる設備を有すること。

(2) 食品等を取り扱う作業をする場所の真上は、結露しにくく、結露によるかびの発生を防止することができ、かつ、結露による水滴により食品等を汚染しないよう換気が適切にできる構造又は設備を有すること。

(3) 床面、内壁及び天井は、清掃、洗浄及び消毒（以下この表及び別表第2において「清掃等」という。）を容易にすることのできる材料で作られ、清掃等を容易にすることのできる構造であること。

(4) 床面及び内壁の清掃等に水が必要である場合にあっては、床面は不浸透性の材料で作られ、排水が良好であり、内壁は床面から容易に汚染される高さまで不浸透性の材料で腰張りされていること。

(5) 照明設備は、作業、検査及び清掃等を十分にすることのできるよう必要な照度を確保できる機能を備えること。

(6) 適切な温度で十分な量の水道事業等により供給される水又は飲用に適する水を施設の必要な場所に供給することのできる給水設備を有すること。水道事業等により供給される水以外の水を使用する場合にあっては、必要に応じて消毒装置及び浄水装置を備え、水源は外部から汚染されない構造であること。貯水槽を使用する場合にあっては、食品衛生上支障のない構造であること。

(7) 基準又は規格に食品製造用水の使用について定めがある食品を取り扱う営業をする場合における(6)の規定の適用については、(6)中「飲用に適する水」とあるのは「食品製造用水」とし、基準又は規格に食品製造用水又は殺菌した海水を使用できるよう定めがある食品を取り扱う営業をする場合における(6)の規定の適用については、(6)中「飲用に適する水」とあるのは「食品製造用水若しくは殺菌した海水」とする。

(8) 従事者の手指を洗浄し、及び消毒するための装置を備えた流水式手洗設備を必要な個数有すること。なお、水栓は洗浄後の手指の再汚染が防止できる構造であること。

(9) 排水設備は次に掲げる基準を満たすこと。

ア 十分な排水機能を有し、かつ、水で洗浄をする区画及び廃水、液性の廃棄物等が流れる区画の床面に設置されていること。

イ 汚水の逆流により食品又は添加物を汚染しないよう配管され、かつ、施設外に適切に排出できる機能を有すること。

ウ 配管は十分な容量を有し、かつ、適切な位置に配置されていること。

(10) 食品又は添加物を衛生的に取り扱うために必要な機能を有する冷蔵設備又は冷凍設備を必要に応じて有すること。製造及び保存の際の冷蔵又は冷凍については、基準又は規格に冷蔵又は冷凍について定めがある食品を取り扱う場合にあっては、その定めに従い必要な設備を有すること。

(11) 必要に応じてねずみ、昆虫等が侵入した際に駆除するための設備を有すること。

(12) 次に掲げる基準を満たす便所を従事者の数に応じて有すること。

ア 作業場に汚染の影響を及ぼさない構造であること。

イ 専用の流水式手洗設備を有すること。

(13) 原材料を種類及び特性に応じた温度で、汚染の防止が可

- 能な状態で保管することができる十分な規模の設備を有すること。また、施設で使用する洗浄剤、殺菌剤等の薬剤を食品等と区分して保管するための設備を有すること。
- (14) 廃棄物を入れる容器又は廃棄物を保管するための設備については、不浸透性の材料で作られ、十分な容量を備えており、清掃がしやすく、汚液及び汚臭が漏れない構造であること。
- (15) 製品を包装する場合にあっては、製品を衛生的に容器包装に入れることができる場所を設けること。
- (16) 更衣場所は、従事者の数に応じた十分な広さがあり、及び作業場への出入りが容易な位置に設けること。
- (17) 食品等を洗浄するため、必要に応じて熱湯、蒸気等を供給できる使用目的に応じた大きさ及び数の洗浄設備を有すること。
- (18) 添加物を使用する場合にあっては、それを専用で保管することができる設備を有し、又は場所を設け、及び計量器を備えること。
- 4 機械器具については、次に掲げる基準を満たすこと。
- (1) 食品若しくは添加物の製造又は食品の調理をする作業場の機械器具、容器その他の設備（以下この表において「機械器具等」という。）は、適正に洗浄、保守及び点検をすることのできる構造であること。
- (2) 作業に応じた機械器具等を備えること。
- (3) 食品又は添加物に直接接触する機械器具等は、耐水性の材料で作られ、洗浄が容易であり、熱湯、蒸気又は殺菌剤で消毒が可能なものであること。
- (4) 固定し、又は移動しがたい機械器具等は、作業に便利であり、かつ、清掃及び洗浄をしやすい位置に備えること。組立式の機械器具等にあっては、分解及び清掃をしやすい構造であり、必要に応じて洗浄及び消毒をすることのできる構造であること。
- (5) 食品又は添加物を運搬する場合にあっては、汚染を防止できる専用の容器を使用すること。
- (6) 冷蔵、冷凍、殺菌、加熱等をするための設備には、温度計を備え、必要に応じて圧力計、流量計その他の計量器を備えること。
- (7) 作業場の清掃等をするための専用の用具を必要数備え、その保管場所及び従事者が作業を理解しやすくなるために作業内容を掲示するための設備を有すること。
- 5 1から4までに掲げるもののほか、次に掲げる基準によること。
- (1) 政令第35条第1号に規定する飲食店営業にあっては、3の(15)の規定を適用しない。
- (2) 政令第35条第1号に規定する飲食店営業のうち、簡易な営業（そのままの状態で飲食に供することのできる食品を食器に盛ること、そうざいの半製品を加熱すること等簡単な調理のみをする営業をいい、喫茶店営業（喫茶店、サロンその他設備を設けて酒類以外の飲物又は茶菓を客に飲食させる営業をいう。）を含む。別表第2において同じ。）をする場合にあっては、(1)の規定によるほか、次に掲げる基準により営業をすることができる。
- ア 取り扱う食品及び営業の形態を踏まえ、食品衛生上支障がないと認められる場合にあっては、床面及び内壁に

- 不浸透性の材料を使用することができる。
- イ 取り扱う食品及び営業の形態を踏まえ、食品衛生上支障がないと認められる場合にあっては、排水設備が床面に設置されていることを要しない。
- ウ 取り扱う食品及び営業の形態を踏まえ、食品衛生上支障がないと認められる場合にあっては、冷蔵設備又は冷凍設備を施設外に有することとすることができる。
- エ 従事者以外の者が容易に立ち入ることのできない構造である場合にあっては、食品を取り扱う区域が区画されていることを要しない。
- (3) 政令第35条第1号に規定する飲食店営業のうち、自動車において調理をする場合にあっては、3の(4)、(9)、(12)及び(16)の規定を適用しない。
- (4) 政令第35条第9号に規定する食肉処理業のうち、自動車において生体又はとたいを処理する場合にあっては、3の(12)、(13)及び(16)並びに4の(5)の規定を適用しない。
- (5) 政令第35条第27号及び第28号に規定する営業以外の営業のうち、冷凍食品を製造する場合にあっては、次に掲げる基準を満たすこと。
- ア 原材料の保管及び前処理並びに製品の製造、冷凍、包装及び保管をする室又は場所を設けること。なお、場所を設ける場合にあっては、作業区分に応じて区画されていること。
- イ 原材料の保管をする室又は場所に冷蔵設備又は冷凍設備を有すること。
- ウ 製品の製造をする室又は場所に、製造する品目に応じて、加熱、殺菌、放冷及び冷却をするための設備を有すること。
- エ 製品の温度が零下15度以下となるよう管理することのできる機能を備える冷凍室及び保管室を設けること。
- (6) 政令第35条第30号に規定する営業以外の営業のうち、密封包装食品を製造する場合にあっては、次に掲げる基準を満たすこと。
- ア 原材料の保管及び前処理又は調合並びに製品の製造及び保管をする室又は場所を設け、必要に応じて容器包装の洗浄設備を有すること。なお、場所を設ける場合にあっては、作業区分に応じて区画されていること。
- イ 原材料の保管をする室又は場所に冷蔵設備又は冷凍設備を有すること。
- ウ 製品の製造をする室又は場所に、製造する品目に応じて、解凍、加熱、充填、密封、殺菌及び冷却をするための設備を有すること。
- (別表第2) (第4条関係)
- 1 政令第35条第1号に規定する飲食店営業
自動車において調理をする場合にあっては、次に掲げる基準を満たすこと。
- (1) 簡易な営業にあっては、1日の営業において約40リットルの水を供給し、かつ、廃水を保管することのできる貯水設備を有すること。
- (2) 比較的大量の水を要しない営業にあっては、1日の営業において約80リットルの水を供給し、かつ、廃水を保管することのできる貯水設備を有すること。
- (3) 比較的大量の水を要する営業にあっては、1日の営業に

- おいて約200リットルの水を供給し、かつ、廃水を保管することのできる貯水設備を有すること。
- 2 政令第35条第2号の調理の機能を有する自動販売機（屋内に設置され、容器包装に入れられず、又は容器包装で包まれない状態の食品に直接接触する部分を自動的に洗浄するための装置その他の食品衛生上の危害の発生を防止するために必要な装置を有するものを除く。）により食品を調理し、調理された食品を販売する営業
- (1) ひさし、屋根等の雨水を防止できる設備を有すること。
ただし、雨水による影響を受けないと認められる場所に自動販売機を設置する場合にあっては、この限りでない。
 - (2) 床面は、清掃等が容易な不浸透性の材料で作られていること。
- 3 政令第35条第3号に規定する食肉販売業
- (1) 処理室を設けること。
 - (2) 処理室に解体された鳥獣の肉、内臓等を分割するための設備を有すること。
 - (3) 製品が冷蔵による保存を要する場合にあっては製品の温度が摂氏10度以下と、冷凍による保存を要する場合にあっては製品の温度が零下15度以下となるよう管理することのできる機能を備える冷蔵設備又は冷凍設備を処理量に応じた規模で有すること。
 - (4) 不可食部分を入れるための容器及び廃棄に使用するための容器は、不浸透性の材料で作られ、処理量に応じた容量を有し、消毒が容易であり、汚液及び汚臭が漏れない構造であり、蓋を備えていること。
- 4 政令第35条第4号に規定する魚介類販売業
- (1) 原材料の保管及び処理並びに製品の包装及び保管をする室又は場所を設けること。なお、場所を設ける場合にあっては、作業区分に応じて区画されていること。
 - (2) 原材料の処理をする室又は場所に鮮魚介類の処理をするための設備を有すること。
 - (3) 生食用鮮魚介類を取り扱う場合にあっては、生食用鮮魚介類の処理をするための専用の器具を備えること。
 - (4) かきを処理する場合にあっては、次に掲げる基準を満たすこと。
 - ア 必要に応じて浄化設備を有すること。
 - イ かきの前処理をする室又は場所に殻付きかきの洗浄設備を有すること。
 - ウ かきの処理をする室又は場所にむき身の処理、洗浄及び包装をするための設備を有すること。
- 5 政令第35条第5号に規定する魚介類競り売り営業
- (1) 鮮魚介類の入荷、荷分け、陳列、一時保管、取引及び出荷をする場所を設け、必要に応じて区画されていること。
 - (2) 必要に応じて冷蔵設備又は冷凍設備、製氷設備並びに靴の洗浄及び消毒をするための設備を有すること。
 - (3) 海水を用いて鮮魚介類の洗浄及び冷却をする場合にあっては、必要に応じて海水の殺菌設備を有すること。
- 6 政令第35条第6号に規定する集乳業
- (1) 生乳の貯蔵設備及び受入検査設備（生乳の受入検査を外部に委託する場合にあっては、生乳の貯蔵設備）を有すること。
 - (2) 生乳の取扱量に応じた冷却器又は冷蔵保管設備を有する

- こと。
- 7 政令第35条第7号に規定する乳処理業
- (1) 生乳の受入検査、貯蔵及び処理並びに製品の保管をする室又は場所（生乳を使用しない場合にあっては製品の製造及び保管をする室又は場所、生乳の受入検査を外部に委託する場合にあっては生乳の貯蔵及び処理並びに製品の保管をする室又は場所）を設け、必要に応じて洗瓶をする室又は場所を設け、並びに容器の洗浄設備を有すること。なお、場所を設ける場合にあっては、作業区分に応じて区画されていること。
 - (2) 生乳の処理又は製品の製造をする室又は場所にろ過、殺菌、充填及び密栓をするための設備を有すること。
 - (3) 製品の温度が摂氏10度以下となるよう管理することのできる機能を備える冷却器及び冷蔵設備を処理量又は製造量に応じた規模で有すること。ただし、常温で保存が可能な製品のみを製造する場合にあっては、この限りでない。
 - (4) 生乳の受入検査をする室又は場所に生乳の受入検査をするための設備を有すること。
- 8 政令第35条第8号に規定する特別牛乳搾取処理業
- (1) 搾乳、生乳の処理及び製品の保管をする室又は場所を設け、必要に応じて洗瓶をする室又は場所を設け、並びに牛体の洗浄設備並びに生乳の受入検査設備及び貯蔵設備（生乳の受入検査を外部に委託する場合にあっては、生乳の貯蔵設備）を有すること。なお、場所を設ける場合にあっては、作業区分に応じて区画されていること。
 - (2) 生乳の処理をする室又は場所にろ過、殺菌、充填及び密栓をするための設備を有すること。なお、生乳の殺菌をする場合にあっては、自記温度計を付けた殺菌設備を有すること。
 - (3) 製品の温度が摂氏10度以下となるよう管理することのできる機能を備える冷却器及び冷蔵設備を処理量に応じた規模で有すること。
- 9 政令第35条第9号に規定する食肉処理業
- (1) 原材料の荷受け及び処理並びに製品の保管をする室又は場所を設けること。なお、場所を設ける場合にあっては、作業区分に応じて区画されていること。
 - (2) 不可食部分を入れるための容器及び廃棄に使用するための容器は、不浸透性の材料で作られ、処理量に応じた容量を有し、消毒が容易であり、汚液及び汚臭が漏れない構造であり、蓋を備えていること。
 - (3) 製品が冷蔵による保存を要する場合にあっては製品の温度が摂氏10度以下と、冷凍による保存を要する場合にあっては製品の温度が零下15度以下となるよう管理することのできる機能を備える冷蔵設備又は冷凍設備を処理量に応じた規模で有すること。
 - (4) 処理室に解体された獣畜又は食鳥の肉、内臓等を分割するための設備を有すること。
 - (5) 生体又はとたいを処理する場合にあっては、次に掲げる基準を満たすこと。
 - ア とさつ放血室及び剥皮をする場所（とさつ及び放血をしない場合にあっては、剥皮をする場所）を設け、並びに剥皮前のとたいの洗浄設備を有すること。また、必要に応じて懸ちょう室、脱羽をする場所及び羽毛、皮、骨

- 等を置く場所を設け、処理前の生体又はとたい、処理後の食肉等の搬入及び搬出をする場所が区画されていること。
- イ 剥皮をする場所に懸ちょう設備並びに従事者の手指及びナイフ等の器具の洗浄設備及び消毒設備を有すること。
- ウ 懸ちょう室は、他の作業場所から隔壁により区画され、出入口の扉が密閉できる構造であること。
- エ 洗浄及び消毒に使用するための摂氏60度以上の温湯及び摂氏83度以上の熱湯を供給することのできる設備を有すること。また、供給する温湯及び熱湯の温度を確認できる温度計を備えること。
- (6) 自動車において生体又はとたいを処理する場合にあっては、次に掲げる基準を満たすこと。
- ア 処理室は、他の作業場所から隔壁により区画され、出入口の扉、窓等が密閉できる構造であること。
- イ 計画処理頭数（一の施設において、あらかじめ処理することが定められた頭数をいう。）に応じ、食品衛生法施行規則別表第17の第4のイに掲げる基準を満たす水を十分に供給する機能を備える貯水設備を有すること。なお、しか又はいのししを処理する場合にあっては、成獣1頭当たり約100リットルの水を供給することのできる貯水設備を有すること。
- ウ 排水の貯留設備を有すること。貯留設備は、不浸透性の材料で作られ、汚液及び汚臭が漏れない構造であり、蓋を備えていること。
- エ 車外において剥皮をする場合にあっては、処理する場所を処理室の入口に隣接して設け、風雨、じん埃等外部環境によるとたいの汚染及び昆虫等の侵入を一時的に防止するための設備を有すること。
- (7) 血液を加工する場合にあっては、次に掲げる基準を満たすこと。
- ア 運搬用具の洗浄及び殺菌並びに原材料となる血液の貯蔵及び処理をする室（採血から加工までが一貫して行われ、他の施設から原材料となる血液が運搬されない場合にあっては、原材料となる血液の処理をする室）を設け、並びに冷蔵設備又は冷凍設備を有し、必要に応じて製品の包装をする室を設けること。なお、室又は設備は作業区分に応じて区画されていること。
- イ 処理量に応じた原材料貯留槽、分離機等を有すること。
- ウ 原材料となる血液の受入設備から充填設備までの設備がサニタリーパイプで接続されていること。
- 10 政令第35条第10号に規定する食品の放射線照射業
- (1) 専用の照射室を設けること。
 - (2) 適切な照射線量を正確に調整できるベルトコンベア及び照射設備を有すること。
 - (3) 照射線量を正確に測定できる化学線量計を備えること。
- 11 政令第35条第11号に規定する菓子製造業
- (1) 原材料の保管及び前処理並びに製品の製造、包装及び保管をする室又は場所を設けること。なお、場所を設ける場合にあっては、作業区分に応じて区画されていること。
 - (2) 原材料の前処理及び製品の製造をする室又は場所に、製造する品目に応じて、解凍、調整、調合、整形、発酵、加熱、殺菌、放冷及び冷却をするための設備を有すること。
- (3) 原材料及び製品の保管をする室又は場所に必要に応じて冷蔵設備又は冷凍設備を有すること。
- (4) シアン化合物を含有する豆類を原材料として生あんを製造する場合にあっては、浸漬、蒸煮、製あん及び水さらしをするための設備を有すること。
- 12 政令第35条第12号に規定するアイスクリーム類製造業
- (1) 原材料の保管及び調合並びに製品の製造及び保管をする室又は場所を設け、並びに生乳を使用する場合にあっては、生乳の受入検査設備及び貯蔵設備（生乳の受入検査を外部に委託する場合にあっては、生乳の貯蔵設備）を有すること。なお、場所を設ける場合にあっては、作業区分に応じて区画されていること。
 - (2) 製品の製造をする室又は場所にろ過、殺菌、冷却、充填、包装及び凍結をするための設備を有すること。
- 13 政令第35条第13号に規定する乳製品製造業
- (1) 原材料の保管及び調合並びに製品の製造及び保管をする室又は場所を設け、必要に応じて洗瓶をする室又は場所を設け、並びに生乳を使用する場合にあっては、生乳の受入検査設備及び貯蔵設備（生乳の受入検査を外部に委託する場合にあっては、生乳の貯蔵設備）を有すること。なお、場所を設ける場合にあっては、作業区分に応じて区画されていること。
 - (2) 製品の製造をする室又は場所にろ過、殺菌、冷却、充填及び包装をするための設備を有し、必要に応じて発酵、濃縮、乾燥、乳化及び分離をするための設備を有すること。
- 14 政令第35条第14号に規定する清涼飲料水製造業
- (1) 原材料の保管及び調合並びに製品の製造をする室又は場所（ミネラルウォーター類のみを製造する場合にあっては、製品の製造をする室又は場所）を設け、必要に応じて容器の洗浄及び製造又は組立てをするための設備を有すること。なお、場所を設ける場合にあっては、作業区分に応じて区画されていること。
 - (2) 原材料の調合及び製品の製造をする室又は場所に調合、充填、密封及び殺菌又は除菌をするための設備を有すること。
- 15 政令第35条第15号に規定する食肉製品製造業
- (1) 原材料の保管、前処理及び調合並びに製品の製造、包装及び保管をする室又は場所を設けること。なお、場所を設ける場合にあっては、作業区分に応じて区画されていること。
 - (2) 製品の製造をする室又は場所に必要に応じて殺菌、乾燥、燻煙、塩漬け、製品の中心部の温度の測定、冷却等をするための設備を有すること。
- 16 政令第35条第16号に規定する水産製品製造業
- (1) 原材料の保管及び前処理並びに製品の製造及び保管をする室又は場所を設け、必要に応じて原材料の乾燥、洗浄及び解凍をする室又は場所を設けること。なお、場所を設ける場合にあっては、作業区分に応じて区画されていること。
 - (2) 原材料及び製品の保管をする室又は場所に必要に応じて冷蔵設備又は冷凍設備を有すること。
 - (3) 原材料の前処理又は製品の製造をする室又は場所に必要に応じて解凍、調合、加熱、殺菌、乾燥、燻煙、焙焼、脱水、冷却等をするための設備を有すること。

- (4) 生食用鮮魚介類を取り扱う場合にあっては、生食用鮮魚介類の処理をするための専用の器具を備えること。
- (5) 魚肉練り製品を製造する場合にあっては、原材料の前処理及び製品の製造をする室又は場所に擂潰^{らい}及び殺菌をするための設備（魚肉のすり身のみを製造する場合にあっては、擂潰をするための設備）を有すること。
- (6) かきを処理する場合にあっては、次に掲げる基準を満たすこと。
 ア 必要に応じて浄化設備を有すること。
 イ かきの前処理をする室又は場所に殻付きかきの洗浄設備を有すること。
 ウ かきの処理をする室又は場所にむき身の処理、洗浄及び包装をするための設備を有すること。
- 17 政令第35条第17号に規定する氷雪製造業
 製品の製造及び保管をする室又は場所を設け、必要に応じて製品の調整及び包装をする室又は場所を設けること。なお、場所を設ける場合にあっては、作業区分に応じて区画されていること。
- 18 政令第35条第18号に規定する液卵製造業
 (1) 原材料の保管並びに製品の製造、包装及び保管をする室又は場所を設けること。なお、場所を設ける場合にあっては、作業区分に応じて区画されていること。
 (2) 製品の製造をする室又は場所に割卵、充填及び冷却をするための設備を有し、必要に応じて洗卵、ろ過並びに加熱殺菌及び冷却をするための設備を有すること。
 (3) 製品が冷蔵による保存を要する場合にあっては製品の温度が摂氏8度以下と、冷凍による保存を要する場合にあっては製品の温度が零下15度以下となるよう管理することのできる機能を備える冷蔵設備又は冷凍設備を有すること。
- 19 政令第35条第19号に規定する食用油脂製造業
 (1) 製品の製造及び保管をする室又は場所を設け、並びに原材料の保管をするための設備を有すること。なお、場所を設ける場合にあっては、作業区分に応じて区画されていること。
 (2) 食用油脂を製造する場合にあっては、製品の製造をする室又は場所に精製、充填及び包装をするための設備を有し、必要に応じて搾油及び調合をするための設備を有すること。
 (3) マーガリン又はショートニングを製造する場合にあっては、必要に応じて熟成室を設け、並びに製品の製造をする室又は場所に充填及び包装をするための設備を有し、必要に応じて練り合わせ、殺菌及び冷却をするための設備を有すること。
- 20 政令第35条第20号に規定するみそ又はしょうゆ製造業
 (1) 製麹^{ききく}、原材料の保管、前処理、仕込み及び熟成並びに製品の充填、包装及び保管をする室又は場所を設けること。なお、場所を設ける場合にあっては、作業区分に応じて区画されていること。また、製品の充填及び包装をする室又は場所に必要に応じて容器の洗浄及び製造又は組立てをするための設備を有すること。
 (2) ジュースを製造する場合にあっては、必要に応じて圧搾、火入れ、調合及びろ過をするための設備を有すること。
 (3) みそ又はしょうゆを主原料とする食品を製造する場合にあっては、調合、ろ過、乾燥、加熱殺菌、充填及び密栓を
- するための設備を有すること。
- 21 政令第35条第21号に規定する酒類製造業
 (1) 製造する品目に応じて、製麹、原材料の保管、前処理、仕込み及び熟成（蒸留及び圧搾を含む。）並びに製品の充填、包装及び保管をする室又は場所を設けること。なお、場所を設ける場合にあっては、作業区分に応じて区画されていること。
 (2) 製品の充填及び包装をする室又は場所に必要に応じて容器の洗浄及び検瓶並びに製造又は組立てをするための設備を有すること。
 (3) 製造する品目に応じて、洗浄、浸漬、蒸きょう、製麹、糖化、煮沸、発酵、蒸留、圧搾、火入れ、調合、ろ過、充填及び密栓をするための設備を有すること。
- 22 政令第35条第22号に規定する豆腐製造業
 (1) 原材料の保管及び前処理並びに製品の製造及び保管をする室又は場所を設けること。なお、場所を設ける場合にあっては、作業区分に応じて区画されていること。
 (2) 製品の製造をする室又は場所に殺菌及び冷却をするための設備を有し、必要に応じて包装をするための設備を有すること。
 (3) 無菌充填豆腐を製造する場合にあっては、連続流動式の加熱殺菌機並びに充填及び密封をするための設備を有すること。
 (4) 豆腐を主原料とする食品を製造する場合にあっては、必要に応じて冷凍、乾燥、油調等をするための設備を有すること。
- 23 政令第35条第23号に規定する納豆製造業
 (1) 原材料の保管、前処理、発酵及び熟成並びに製品の製造及び保管をする室又は場所を設けること。なお、場所を設ける場合にあっては、作業区分に応じて区画されていること。
 (2) 原材料の蒸煮、発酵及び冷却並びに製品の包装をするための設備を有すること。
- 24 政令第35条第24号に規定する麺類製造業
 (1) 原材料の保管及び前処理並びに製品の製造、包装及び保管をする室又は場所を設け、必要に応じて原材料及び製品の乾燥及び冷蔵又は冷凍をする室又は場所を設けること。なお、場所を設ける場合にあっては、作業区分に応じて区画されていること。
 (2) 原材料の前処理及び製品の製造をする室又は場所に、製造する品目に応じて、混練、成形、圧延、裁断、茹で、蒸し、油調及び冷却をするための設備を有すること。
- 25 政令第35条第25号に規定するそうざい製造業及び同条第26号に規定する複合型そうざい製造業
 (1) 原材料の保管及び前処理並びに製品の製造、包装及び保管をする室又は場所を設けること。なお、場所を設ける場合にあっては、作業区分に応じて区画されていること。
 (2) 製品の製造をする室又は場所に、製造する品目に応じて、解凍、加熱、殺菌、放冷及び冷却をするための設備を有すること。
 (3) 原材料及び製品の保管をする室又は場所に冷蔵設備又は冷凍設備を有すること。
- 26 政令第35条第27号に規定する冷凍食品製造業及び同条第28

号に規定する複合型冷凍食品製造業

- (1) 原材料の保管及び前処理並びに製品の製造、冷凍、包装及び保管をする室又は場所を設けること。なお、場所を設ける場合にあっては、作業区分に応じて区画されていること。
- (2) 原材料の保管をする室又は場所に冷蔵設備又は冷凍設備を有すること。
- (3) 製品の製造をする室又は場所に、製造する品目に応じて、加熱、殺菌、放冷及び冷却をするための設備を有すること。
- (4) 製品の温度が零下15度以下となるよう管理することのできる機能を備える冷凍室及び保管室を設けること。

27 政令第35条第29号に規定する漬物製造業

- (1) 原材料の保管及び前処理並びに製品の製造、包装及び保管をする室又は場所を設けること。なお、場所を設ける場合にあっては、作業区分に応じて区画されていること。
- (2) 原材料の前処理及び製品の製造をする室又は場所に必要に応じて洗浄、漬け込み、殺菌等をするための設備を有すること。
- (3) 浅漬けを製造する場合にあっては、製品の温度が摂氏10度以下となるよう管理することのできる機能を備える冷蔵設備を有すること。

28 政令第35条第30号に規定する密封包装食品製造業

- (1) 原材料の保管及び前処理又は調合並びに製品の製造及び保管をする室又は場所を設け、必要に応じて容器包装の洗浄設備を有すること。なお、場所を設ける場合にあっては、作業区分に応じて区画されていること。
- (2) 原材料の保管をする室又は場所に冷蔵設備又は冷凍設備を有すること。
- (3) 製品の製造をする室又は場所に、製造する品目に応じて、解凍、加熱、充填、密封、殺菌及び冷却をするための設備を有すること。

29 政令第35条第31号に規定する食品の小分け業

- (1) 原材料の保管及び加工並びに製品の包装及び保管をする室又は場所を設けること。なお、場所を設ける場合にあっては、作業区分に応じて区画されていること。
- (2) 原材料及び製品の保管をする室又は場所に必要に応じて冷蔵設備又は冷凍設備を有すること。

30 政令第35条第32号に規定する添加物製造業

- (1) 原材料の保管並びに製品の製造、小分け、包装及び保管をする室又は場所を設けること。なお、場所を設ける場合にあっては、作業区分に応じて区画されていること。
- (2) 製品の製造をする室又は場所に必要に応じて抽出、反応、混合、ろ過、し過、精製、濃縮等をするための設備を有すること。添加物製剤を製造する場合にあっては、含有成分を均一にするための設備を有すること。
- (3) 原材料又は製品の試験又は検査をするための設備及び器具を有すること。ただし、特殊な試験又は検査をするための設備及び器具については、特殊な試験又は検査をするための設備を有する他の機関を利用して自らの責任において特殊な試験又は検査をする場合であって、食品衛生上支障がないと認められるときは、この限りでない。
- (4) 添加物及び添加物以外の製品の製造をする場合にあっては、添加物の製造に使用する機械器具が区分されているこ

と。ただし、添加物及び添加物以外の製品を同一の工程で製造する場合であって、同一の機械器具を使用しても製造された添加物が基準又は規格に適合するときは、この限りでない。

(別表第3) (第4条関係)

- 1 政令第35条第1号に規定する飲食店営業、同条第3号に規定する食肉販売業、同条第9号に規定する食肉処理業、同条第26号に規定する複合型そうざい製造業及び同条第28号に規定する複合型冷凍食品製造業のうち、生食用食肉の加工又は調理をする場合にあっては、次に掲げる基準を満たすこと。
 - (1) 生食用食肉の加工又は調理をするための設備が他の設備と区分されていること。
 - (2) 手指及び器具の洗浄及び消毒をするための専用の設備を有すること。
 - (3) 生食用食肉の加工又は調理をするための専用の機械器具を備えること。
 - (4) 取り扱う生食用食肉が冷蔵による保存を要する場合にあっては当該生食用食肉の温度が摂氏4度以下と、生食用食肉が冷凍による保存を要する場合にあっては当該生食用食肉の温度が零下15度以下となるよう管理することのできる機能を備える冷蔵設備又は冷凍設備を有すること。
 - (5) 生食用食肉を加工する場合にあっては、加工量に応じた加熱殺菌をするための設備を有すること。

- 2 政令第35条第1号に規定する飲食店営業、同条第4号に規定する魚介類販売業、同条第16号に規定する水産製品製造業、同条第26号に規定する複合型そうざい製造業及び同条第28号に規定する複合型冷凍食品製造業のうち、ふぐを処理する場合にあっては、次に掲げる基準を満たすこと。

- (1) 除去した卵巣、肝臓等の有毒な部位の保管をするため、施錠できる容器等を備えること。
- (2) ふぐの処理をするための専用の器具を備えること。
- (3) ふぐを凍結する場合にあっては、ふぐを零下18度以下に急速に凍結できる機能を備える冷凍設備を有すること。

(食品衛生に関する条例の廃止)

第2条 食品衛生に関する条例（昭和25年長野県条例第55号）は、廃止する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年6月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例の施行の際現に第2条の規定による廃止前の食品衛生に関する条例第2条の知事の許可を受けて営業（同条第1号に掲げる営業に限る。）を営んでいる者の当該営業の施設の基準については、食品衛生法等の一部を改正する法律（平成30年法律第46号）第2条による改正後の食品衛生法（昭和22年法律第233号）第55条第1項の規定による許可を受けるまでの間、なお従前の例による。

長野県家畜保健衛生所手数料徴収条例及び長野県手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布します。

令和2年7月13日

長野県知事 阿部 守一

長野県条例第30号

長野県家畜保健衛生所手数料徴収条例及び長野県手数料徴収条例の一部を改正する条例

(長野県家畜保健衛生所手数料徴収条例の一部改正)

第1条 長野県家畜保健衛生所手数料徴収条例（昭和27年長野県条例第97号）の一部を次のように改正する。

別表の2 検査の項中「ブルセラ病検査」を「ブルセラ症検査」に、「結核病検査」を「結核検査」に改める。

(長野県手数料徴収条例の一部改正)

第2条 長野県手数料徴収条例（平成12年長野県条例第2号）の一

別表第1の56の項中

ブルセラ病検査
結核病検査

 を

「

ブルセラ症検査
結核検査

」に、

「

ピロプラズマ病検査
アナプラズマ病検査

」を

「

ピロプラズマ症検査
アナプラズマ症検査

」に、

「

家きんサルモネラ感染症検査

」を

「

家きんサルモネラ症検査

」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

園芸畜産課家畜防疫対策室

義務教育諸学校等の教育職員の給与等の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

令和2年7月13日

長野県知事 阿部 守一

長野県条例第31号

義務教育諸学校等の教育職員の給与等の特例に関する条例の一部を改正する条例

義務教育諸学校等の教育職員の給与等の特例に関する条例（昭和46年長野県条例第58号）の一部を次のように改正する。

第1条中「昭和46年法律第77号」の次に「。第6条において「給特法」という。」を加える。

第3条第1項中「第5条」の次に「及び第6条」を加える。

第5条第1項中「この項」を「この項及び次条」に、「あっては」

を「あっては」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(業務量の適切な管理等)

第6条 義務教育諸学校等の教育職員の服務を監督する教育委員会は、給特法第7条第1項に規定する指針に基づき、義務教育諸学校等の教育職員が正規の勤務時間及びそれ以外の時間において行う業務の量の適切な管理その他義務教育諸学校等の教育職員の健康及び福祉の確保を図るための措置を講ずるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

義務教育課
高校教育課
特別支援教育課

長野県警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

令和2年7月13日

長野県知事 阿部 守一

長野県条例第32号

長野県警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

長野県警察職員の給与に関する条例（昭和29年長野県条例第30号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

(新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための特殊勤務手当の特例)

33 別表第5の規定にかかわらず、特殊勤務手当として、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症の患者若しくはその疑いのある者がいる区域（任命権者が知事及び人事委員会と協議して定めるものに限る。）において行われる作業のうち、これらの者の身体に接触して行うもの又はこれに準ずるものとして任命権者が知事及び人事委員会と協議して定めるものに從事した警察職員に対し、作業1日につき、4,000円を超えない範囲内において、作業の実態その他の事情を考慮して、任命権者が知事及び人事委員会と協議して定める額の感染症防疫等作業手当を支給する。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の長野県警察職員の給与に関する条例の規定は、令和2年2月1日から適用する。

警務課